

第4章 計画の施策展開

1 訪問系サービスなど居宅サービスの充実

1-1 現状と課題

● 利用者の満足度が高い訪問系サービス

訪問系サービスの見込量と実績値を比較すると、平成20年4月現在で、身体障害者では実績値が見込量を上回っていますが、障害児では実績値が見込量を若干下回り、知的障害者、精神障害者では実績値が見込量の半数程度にとどまっています。障害者ニーズ調査の結果をみると、訪問系サービスで不満に感じていることは、身体障害者と精神障害者では「利用できる時間が少ない」の回答が最も多く、知的障害者では「事業所やヘルパーの数が少ない」の回答が最も多くなっています。利用時間に加えて、知的障害者においては事業所やヘルパーの数の確保の必要性がうかがえます。

このように、実績値には障害別で偏りがあるものの、障害者ニーズ調査によると、訪問系サービスの利用の満足度は「とても満足」と「やや満足」をあわせて64.9%で、平成18年の調査と比較しても同様の水準の6割超となり、訪問系サービスの利用者には一定の評価がなされています。

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護を必要とする方の行動援護については、1日に1回5時間までの報酬単価しか設定されておらず、事業所数（5箇所）が増えない問題がありました。重度訪問介護については、1日3時間以上の利用が必要で単価設定も低く、指定事業者はあるものの実際にサービスを提供できる事業所が少なく、使いづらさを訴える利用者の声も少なくありませんでした。しかしながら、施行後3年の法見直しにより報酬の改正等が行われ、今後は利用しやすくなると思われます。

また、ガイドヘルパーについては、平成18年10月より居宅介護の外出介護から地域生活支援事業の移動支援事業として位置づけられました。移動支援については、ニーズが高く、地域でいきいきと暮らすための重要なサービスとなっていますが、国の統合補助金であるため市の財政を圧迫している実情があります。

● 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）の見込量に対する平成19年度の実績値の比率をみると、身体障害者では172.6%で実績値が見込量を大きく上回り、知的障害者では80.8%、障害児では62.4%で実績値が見込量を下回っています。

身体障害者の短期入所（ショートステイ）においては、入所施設の待機者による利用が実態としてあり、実績の数値に影響を及ぼしているものと思われます。

また、障害者ニーズ調査の結果をみると、短期入所（ショートステイ）のニーズは比較的高いうえに、緊急時の利用しにくさや利用できる時間の少なさなどが利用する際の不満

として回答されています。

特に、障害児は利用できる短期入所（ショートステイ）の事業所数が少なく、利用を希望する日が集中するなど利用したい日に利用できない現状がうかがえます。

● 医療的ケアの需要

たん吸引、経管栄養などの医療的ケアについては、国の通知で医療行為と定められており、行う場所や行える人の制限が設けられています。医療的ケアを必要とする障害者は福祉サービスの利用を求めています。ホームヘルパーでは対応できなかつたり、また短期入所（ショートステイ）を提供する事業所においては、看護師の配置が困難であるために使えなかつたり、支える家族にとっては24時間介護しなければならないなど深刻な状況がみとめられます。

また、医療的ケアを必要とする支援学校・園に通う園児・児童・生徒について、看護師との連携・協力の下、学校ではたん吸引、経管栄養等の一部が教員に認められていますが、卒業後の日中活動の場や短期入所（ショートステイ）、ケアホーム、在宅では家族以外は医療職でないと対応できないため、医療的ケアのサービスの確保と巡回相談などサービスを支えるシステムの構築など課題は多く残されています。2次障害予防のための機能訓練のあり方も含め医療的ケアの検討が必要となっています。

1-2 方針

障害者自立支援法の施行に伴い定率の利用者負担が必要となりましたが、国の特別対策事業も実施され、また利用者負担を決める所得の範囲が個人単位になったことで、利用者負担の上限が当初より低く抑えられ、実際の負担は軽減されています。身体障害者では重度訪問介護を利用される方も多く、見込み量を超える実績値となっています。精神障害者の居宅介護についても平成20年度になって実績値が増加しており、しばらくはこの傾向が続くと見込まれます。このように、居宅介護の利用量は増加傾向にあるため、居宅介護を含め訪問系サービス全体の利用見込を増加傾向で想定しています。

このような訪問系サービスの利用見込みの伸びにあわせて、立ち後れている精神障害者等の訪問系サービスの充実を含め、必要な訪問系サービスを確保できるよう、サービス提供事業者等に働きかけていきます。

また、重度の方へのサービスを確保するため、障害者自立支援法によるサービスや地域における支援を包含した提供体制の整備を支援します。あわせて利用者のニーズに応じた重度訪問介護の制度となるよう国に働きかけるとともに、市としても実態に即した利用の支援を検討していきます。

短期入所（ショートステイ）については、夜間の体制確保の支援を図り、基盤整備の拡充に努めます。障害児については利用できる短期入所（ショートステイ）の事業所が少なく、また医療的ケアを必要とする重度心身障害児（者）に対応できるサービス提供事業所も少ないことから、さらなる基盤の拡充が必要となっています。精神障害者への短期入所（ショートステイ）については、現在宿泊体験の場として取り組まれている退院促進事業との整合性も踏まえて検討していきます。

1-3 見込量

訪問系サービスについては平成20年3月の実績値を軸に46頁の「5 見込量算出の基本的な考え方」をもとに見込量を算出しています。訪問系サービスの合計は平成23年度まで実利用者数と月平均利用時間の増加を見込んでいます。

表 居宅介護の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	(人分)	277	291	305
	(時間分)	8,302	8,717	9,153
知的障害者	(人分)	141	148	156
	(時間分)	2,822	2,964	3,112
精神障害者	(人分)	275	288	303
	(時間分)	3,295	3,459	3,632
障害児	(人分)	35	37	39
	(時間分)	635	667	700
合計	(人分)	728	764	803
	(時間分)	15,054	15,807	16,598

表 重度訪問介護の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	(人分)	84	88	92
	(時間分)	16,758	17,596	18,476

表 行動援護の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
知的障害者	(人分)	37	39	41
	(時間分)	815	856	899
障害児	(人分)	8	8	8
	(時間分)	205	205	205
合計	(人分)	45	47	48
	(時間分)	1,020	1,061	1,104

表 訪問系サービスの見込量（合計）

（単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間）

障害種別	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者	（人分）	361	379	397
	（時間分）	25,060	26,313	27,629
知的障害者	（人分）	178	187	197
	（時間分）	3,637	3,820	4,011
精神障害者	（人分）	275	288	303
	（時間分）	3,295	3,459	3,632
障害児	（人分）	43	45	46
	（時間分）	840	872	905
合計	（人分）	856	899	943
	（時間分）	32,832	34,464	36,177

短期入所（ショートステイ）については平成 20 年 3 月と 8 月の実績値を軸に、実績値から推測できる伸びを勘案して見込量を算出しています。

表 短期入所（ショートステイ）の見込量

（単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用日数（泊数））

障害種別	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者	（人分）	29	29	30
	（人日分）	413	417	421
知的障害者	（人分）	231	254	280
	（人日分）	1,091	1,200	1,320
精神障害者	（人分）	7	13	22
	（人日分）	17	29	52
障害児	（人分）	62	71	82
	（人日分）	253	291	335
合計	（人分）	329	367	414
	（人日分）	1,774	1,937	2,128

1-4 見込量確保のための方策

1) 訪問系サービスの提供基盤の整備

必要な訪問系サービスを確保できるよう、サービス提供事業者等に働きかけていきます。とりわけ精神障害の特性による生活リズムづくり、話し相手、相談などの見守り支援が、精神障害者の日常生活に必要な支援と位置づけられるように働きかけます。

重度の方のニーズに応じて、サービス提供事業所の質と量の確保に取り組みます。とりわけ行動援護は提供できる事業所が市内にまだ5箇所と少ないためサービス提供事業所への勧奨も進めていきます。

ホームヘルパーの確保については、本市において平成20年度より移動支援従業者養成研修に対する補助を実施しており、引き続きヘルパー確保の支援策として取り組んでいきます。

事業名	事業内容	主な関係機関
居宅介護	居宅介護の利用見込の伸びに対応できるように、既存の事業所のヘルパーの確保に向けた支援や介護保険制度の事業所への働きかけ、多様な事業主体による新規参入の支援などを検討していきます。	障害者支援室、福祉事務所
重度者の移動支援の充実	<p>●行動援護</p> <p>知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。サービス提供事業所が増えるように、報酬単価の見直し等の情報提供やサービス提供事業者への勧奨を進めていきます。</p>	障害者支援室、福祉事務所
	<p>●重度訪問介護</p> <p>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。身体障害者を対象にした重度訪問介護の利用時間が年々伸び、社会資源も不足しています。サービス提供事業所が増えるように、報酬単価の見直し等の情報提供やサービス提供事業者への勧奨を進めていきます。</p>	
重度障害者等包括支援の実施	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が複数のサービスを自立支援計画に基づき適切に確保する仕組み(必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組み)を構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。	障害者支援室、福祉事務所

2) 生活支援と医療的ケアの連携

医療的ケアを必要とする方にとって、訪問系サービスにかかるニーズは強いものの、実際にサービスを提供する事業所はわずかしかない状況です。訪問系サービスを提供する事業所に医療的ケアを必要とする方の研修を行うなど、支援策を検討していきます。

3) 短期入所（ショートステイ）の充実

短期入所（ショートステイ）は、家族以外の方とのふれあい、宿泊体験や余暇活動等の場となり、生活の幅を広げる機会となります。また、当事者の家族や介護者には休息（レスパイトケア）も必要であり、短期入所（ショートステイ）の利用者は年々増加傾向にあります。本市では小規模や夜間の体制確保の支援を図り、基盤整備の拡充に努めます。基盤整備のあり方を検討する場として平成 20 年 9 月に東大阪市指定障害福祉サービス事業所連絡会の短期入所部会が立ち上がりました。短期入所部会においてそれぞれの事業所の特徴、体制を把握しながら、緊急時の利用の仕組みづくりや医療的ケアが必要な方へのサービス提供について引き続き検討していきます。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

2-1 現状と課題

●新体系サービスへの移行状況

新体系の日中活動系サービスの提供事業所は、平成20年10月現在で市内に生活介護が14箇所、自立訓練が1箇所、就労移行支援が5箇所、就労継続支援B型が7箇所、地域活動支援センターⅠ型が2箇所、地域活動支援センターⅡ型が2箇所、地域活動支援センターⅢ型が20箇所、日中短期入所（日中ショート）事業が8箇所、障害児タイムケア事業が2箇所、児童デイサービスが3箇所あります。

市内の旧法関連の施設は、平成20年10月現在で、知的障害者入所更生施設が1箇所、知的障害者通所更生施設が1箇所、知的障害者通所授産施設が分場を含め5箇所、その他知的障害者小規模通所授産施設が1箇所と精神障害者小規模通所授産施設が8箇所あり、身体・知的・精神の小規模（福祉）作業所が19箇所あります。

旧法関連施設は生活介護や就労移行支援、就労継続支援B型へ、小規模（福祉）作業所は地域活動支援センターⅢ型に移行が進んでいます。しかし、その他の日中活動系サービスについては、旧法施設からサービス体系が大きく変わったこともあり、経過措置期間である平成23年度末に向けて徐々に新体系へ移行すると思われ、今後の移行を期待している状況です。

日中活動系サービスの見込量と実績値を比較すると、平成19年度現在で、就労移行支援と地域活動支援センターでは実績値が見込量を上回っていますが、生活介護や自立訓練、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、日中一時支援事業では実績値が見込量を下回っています。この中で、生活介護については平成19年度の実績値が平成18年度の7倍近くまで伸びています。新体系の日中活動の場としては生活介護への移行が伸びている一方、就労継続支援B型をはじめ就労に関わる事業への移行は第1期計画で期待していた程には伸びていません。

アンケートによる障害者ニーズ調査の結果をみると、実績値が見込量を上回っている就労移行支援や地域活動支援センターでは他のサービスより利用者の満足度が高い状況となっています。

●市民に求められる日中活動系サービス

アンケートによる障害者ニーズ調査の結果をみると、今後利用したい日中活動系サービスの上位は、身体障害者では生活介護・自立訓練、知的障害者では日中一時支援・自立訓練・生活介護、精神障害者では地域活動支援センターⅠ型となっています。

本市では、授産施設などへの通所が定員の関係で難しい場合があったため、旧法の法内施設に通所できない方が日中を過ごす生活の場として、多くの小規模（福祉）作業所が根付いてきた経緯があります。これらの小規模（福祉）作業所の社会基盤を活かすため、見

込通りに推移している地域活動支援センターⅢ型への移行を促進しています。

一方、就労継続支援B型をはじめ、見込量を確保できていない日中活動系サービスをどのように確保していくかが平成23年度までの大きな課題となっています。市民のニーズが高い生活介護、自立訓練、日中一時支援事業は現状の見込量に対し実績値が追いついていない状況ですので、事業所の新体系サービスへの移行促進とサービス基盤の整備・確保を重点的に検討する必要があります。また、障害児への対応では療育センターの待機児が依然多く、また支援に関するニーズも多様化しており、既存施設の効率的な運営や新たな拠点づくりなど、障害児の日中活動の場の検討が必要となっています。

2-2 方針

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、日中一時支援事業及び地域活動支援センターで提供されるサービス等）は障害者がいきいきと生活できるよう、今後の更なるサービスの充実が必要となっています。

日中活動の場として、生活介護は区分3以上でしか利用できず、かつてのデイサービスを利用されていた方の内、区分1や2の方が利用できる場所はありません。また、家での引きこもりから小規模（福祉）作業所によりやく通うようになった方の居場所も保障されるサービスが必要です。そのような方々の日中活動の場として、地域活動支援センターの役割が重要で、かつてのデイサービスのような形態や小規模（福祉）作業所が移行したものなどを含め整備を図ります。

また、市民のニーズが高い生活介護、自立訓練、日中一時支援事業などは、基盤の整備に向け、引き続き検討していきます。

新体系への移行について、日中活動系サービスは、旧法施設でのサービス体系から大きく変わったこともあり、経過措置期間である平成23年度末に向けて徐々に新体系へ移行すると思われませんが、生活支援員等の人的確保・報酬単価の問題、小規模（福祉）作業所については施設整備の問題もあり、これらの課題に対してどのような見直しが必要か問われています。

また、市内における日中活動系サービスのバランスを考えると、もともと報酬単価が高い生活介護や就労移行支援などの収益が見込まれるサービスで基盤の整備が進んでおり、基盤の偏りが少ないように、国などが示す新たな支援策の周知や、場合によっては複数の事業を行う多機能化の推進によって、必要なサービスがバランスよく配分されるようサービス提供事業者働きかけます。

今後もサービスを充実し、いきいきとした生活が送れるよう、効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みをつくり、施設から日中活動系サービスを独立させることによって、施設入所者も自分に合った日中活動系サービスを選べるよう基盤づくりに努めます。

2-3 見込量

平成 18～20 年度の実績値を軸に、実績値から推測できる伸びを勘案し、サービス提供事業者の動向などをふまえて見込量を算出しています。なお、日中一時支援事業と地域活動支援センターの見込量は 78 頁に掲載しています。

表 日中活動系サービスの見込量

障害種別		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス種別					
身体障害者	生活介護	実利用者数（人分）	130	156	187
		月平均利用日数（日分）	2,271	2,952	3,838
	自立訓練	実利用者数（人分）	4	5	5
		月平均利用日数（日分）	45	47	49
	就労移行支援	実利用者数（人分）	9	10	10
		月平均利用日数（日分）	166	174	183
	就労継続支援 A 型	実利用者数（人分）	0	0	0
		月平均利用日数（日分）	0	0	0
	就労継続支援 B 型	実利用者数（人分）	8	10	12
		月平均利用日数（日分）	104	140	180
	旧法施設支援	実利用者数（人分）	5	4	0
		月平均利用日数（日分）	67	57	0
知的障害者	生活介護	実利用者数（人分）	406	467	537
		月平均利用日数（日分）	7,323	8,421	9,684
	自立訓練	実利用者数（人分）	10	11	12
		月平均利用日数（日分）	183	275	289
	就労移行支援	実利用者数（人分）	64	67	70
		月平均利用日数（日分）	1,071	1,125	1,181
	就労継続支援 A 型	実利用者数（人分）	21	22	23
		月平均利用日数（日分）	483	506	529
	就労継続支援 B 型	実利用者数（人分）	103	134	188
		月平均利用日数（日分）	2,268	2,948	4,128
	旧法施設支援	実利用者数（人分）	191	162	0
		月平均利用日数（日分）	3,766	3,201	0

障害種別		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
サービス種別						
精神障害者	生活介護	実利用者数（人分）	2	2	2	
		月平均利用日数（日分）	8	8	8	
	自立訓練	実利用者数（人分）	0	8	8	
		月平均利用日数（日分）	0	160	160	
	就労移行支援	実利用者数（人分）	23	35	43	
		月平均利用日数（日分）	460	690	863	
	就労継続支援 A型	実利用者数（人分）	0	0	0	
		月平均利用日数（日分）	0	0	0	
	就労継続支援 B型	実利用者数（人分）	137	151	166	
		月平均利用日数（日分）	2,740	3,014	3,315	
	旧法施設支援	実利用者数（人分）	37	27	0	
		月平均利用日数（日分）	814	594	0	
	合計	生活介護	実利用者数（人分）	538	625	726
			月平均利用日数（日分）	9,602	11,381	13,530
自立訓練		実利用者数（人分）	14	24	25	
		月平均利用日数（日分）	228	482	498	
就労移行支援		実利用者数（人分）	96	112	123	
		月平均利用日数（日分）	1,697	1,989	2,227	
就労継続支援 A型		実利用者数（人分）	21	22	23	
		月平均利用日数（日分）	483	506	529	
就労継続支援 B型		実利用者数（人分）	248	295	366	
		月平均利用日数（日分）	5,112	6,102	7,623	
旧法施設支援		実利用者数（人分）	233	193	0	
		月平均利用日数（日分）	4,647	3,852	0	
療養介護		月間利用実人員数 （人分）	6	6	6	
児童デイサービス		実利用者数（人分）	110	120	130	
	月平均利用日数（日分）	330	360	390		

2-4 見込量確保のための方策

1) 日中活動系サービスの確保

24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしへ移行できるように、サービス提供事業所の移行や確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。国などが示す新たな支援策の周知や、場合によっては複数の事業を行う多機能化の推進によって、必要なサービスがバランスよく配分されるよう調整に努めます。新サービス体系への移行がスムーズに行われるように、法の見直しの動きに注意しながら、日中活動系サービスの提供事業者が必要とする情報の提供やアドバイスを行うなど支援していきます。

事業名	事業内容	主な関係機関
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	障害者支援室、福祉事務所
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。サービス提供事業者は増えつつありますが、市民のニーズに対応できるように、基盤の確保に向けた支援策を検討します。	障害者支援室、福祉事務所
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。市民のニーズは高いものの、制度的な問題などによって基盤の確保が難しい状況にあり、支援策の検討が必要です。	障害者支援室、福祉事務所
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。比較的サービス提供事業者を確保できてはいますが、有期限の事業であり、利用者が就労に結びつかない場合の受け皿、及び結びついた場合の定着支援など、就労支援策と一体となった支援を検討します。	障害者支援室、福祉事務所
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者支援室、福祉事務所
地域活動支援センター	かつてのデイサービスのよう形態や小規模（福祉）作業所が移行したものなどを含め整備を促します。 ●地域活動支援センターI型 主に精神障害者の日中活動の場として機能しています。専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター

		<p>●地域活動支援センターⅡ型 地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。かつてのデイサービスのようなもので、入浴ができ、くつろげる場として機能しています。</p> <p>●地域活動支援センターⅢ型 地域の小規模（福祉）作業所等から移行したものが中心ですが、地域の小規模の日中活動系事業所として新たな参入もあります。なお、補助対象金額については利用者の通所日数による日払い方式で実施しています。</p>	
	児童デイサービス	療育を必要とする児童に対し、介護給付として日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	障害者支援室、子育て支援課、福祉事務所
支援 日中一時 事業	日中短期入所（日中ショート）事業	短期入所（ショートステイ）の事業所が行う日中のみのサービスです。新規参入の促進やサービスの利用しやすさについて検討します。	障害者支援室、福祉事務所
	障害児タイムケア事業	障害のある小中高校生等の放課後保障及び休日や夏休み等長期休暇の際の活動の場です。サービスの利用しやすさについて検討します。	障害者支援室、福祉事務所

2) 小規模（福祉）作業所の法に基づくサービスへの移行

小規模（福祉）作業所に対して、介護給付の生活介護や訓練等給付の就労継続支援及び地域生活支援事業の地域活動支援センターⅢ型など、障害福祉サービスの新体系への移行を促進します。また、小規模（福祉）作業所への補助金を見直すとともに、新体系へ移行する平成 23 年度末までは激変緩和措置として補助金にかわる支援を行います。

規模が 5～9 人までの事業所を中心に地域活動支援センターⅢ型に移行を誘導します。また、10 人以上の事業所については平成 23 年度末までに障害福祉サービスの新体系の中で訓練等給付事業^③等への移行を誘導します。

平成 23 年度末までは補助金制度も継続しながら、地域活動支援センターⅢ型等への移行を支援していきます。

^③ 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などのサービス

3 入所・入院等から地域生活への移行を支える 居住系サービスの充実

3-1 現状と課題

- グループホーム等の実績値は知的障害者では増加し、精神障害者では進捗率が低い

平成20年10月現在、障害者入所施設は市内に知的障害者更生施設が1箇所、ケアホーム・グループホームが67箇所となっています。

ケアホーム・グループホームの見込量と実績値を比較すると、平成19年4月現在で、身体障害者と知的障害者は見込量と実績値がほぼ同じ程度となっていますが、精神障害者では実績値が見込量のほぼ半数程度となっています。平成18～19年にかけて、身体障害者ではグループホーム等の実績値が5人分程度で推移していますが、知的障害者では200人分から242人分となり、平成20年においても増加傾向が続いています。

- 入所施設の新体系への移行状況（居住支援の分離）

市内の知的障害者更生施設は、平成23年度末までに施設入所支援への移行を目指して取り組まれており、また入所者の地域移行も進められています。

大阪府の金剛コロニーや砂川センターなどの大規模入所施設では、新体系への移行前から地域移行支援に取り組まれています。

平成23年度に向けての入所者数の見込みは、ケアホーム等での対応が困難な方、施設入所を希望している方など新規に入所する方がいることもふまえた数値を設定しています。

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成20年4月現在の入所者数は272人で、平成17年10月の306人から34人減っています。このうちの7人は地域移行支援センターを通じて移行されています。全体として第1期の計画で見込んでいた削減率7.5%（23人）を上回っています。また、家族から自立した生活を望み、地域移行支援センターを活用して地域に移行された方は平成19年度で5人となっています。このように移行が徐々に進んだのは、地域移行支援センターの設置をはじめ、市がサービス提供事業者とともに地域で暮らす支援を重度の障害の方への対応も含めて積極的に推進した結果といえます。今後、入所施設で暮らす方の地域生活への移行希望をさらに実現するためには、各法人のネットワークの構築が必要です。各法人の空き情報の共有化を図っていくため、事業所連絡会の下、グループホーム・ケアホーム部会を設置し、ネットワークの構築を図ります。またグループホーム等の新設などの基盤整備もさらに進める必要があります。

● 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 19 年度現在で退院が可能な精神障害者の内、退院された方は 37 人です。平成 23 年度末の目標に向けて今後さらに 60 人の退院が必要となっています。

全国的な傾向ではありますが、本市でも精神障害者用のグループホーム等の整備があまり進まず、自宅への退院が困難な方などを中心に退院が遅れている可能性があります。また、長期にわたり入院や入所している精神障害者は退院後の生活に不安を抱く場合が少なくないと考えられることから、地域へ円滑に移行できるような支援が求められているところ です。

3-2 方針

地域における多様な生活のあり方を確保するため、入所施設のサービスを日中活動系サービスと居住系サービスに分離し、新たな居住支援の確立に努めます。

ケアホーム・グループホームの施設整備の問題については、市の新しい補助金制度等を検討し、施設の充実に努めます。さらに身体障害者のケアホーム・グループホームは国や大阪府に制度化を引き続き求めていきます。

施設入所者・長期入院者の地域移行を促進するだけでなく、家族と同居している方で単身での生活を望んでおられる方への支援も必要です。基盤の確保という視点では施設面の整備だけではなく、地域で生活に不安を感じている方がケアホーム・グループホーム等の体験を通じて安心して生活できるような取り組みに努めます。

また、医療的ケアや機能訓練が必要であったり、在宅での支援が現状で難しかったりする身体障害者にとっては、新しい時代のニーズに即した新たな入所施設が喫緊の課題になっており、国庫補助を使った施設整備を推進します。

3-3 見込量

平成 20 年 3 月の実績値を軸に 46 頁の「5 見込量算出の基本的な考え方」をもとに見込量を算出しています。平成 23 年度（計画の最終年）に多くの事業所が新体系に移行することを想定しています。

表 居住系サービスの見込量

障害種別		単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
サービス種別					
身体障害者	共同生活援助(グループホーム)	月間利用 実人員数 (人分)	5	5	5
	共同生活介護(ケアホーム)				
	施設入所支援		10	16	82
	旧法施設入所		66	63	0
知的障害者	共同生活援助(グループホーム)		278	320	368
	共同生活介護(ケアホーム)				
	施設入所支援		30	37	170
	旧法施設入所		168	151	0

障害種別		単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
サービス種別					
精神 障害者	共同生活援助(グループホーム)	月間利用 実人員数 (人分)	51	54	57
	共同生活介護(ケアホーム)		0	0	0
	施設入所支援		0	0	0
	旧法施設入所		0	0	0
合計	共同生活援助(グループホーム)	月間利用 実人員数 (人分)	334	379	430
	共同生活介護(ケアホーム)		40	53	252
	施設入所支援		234	214	0
	旧法施設入所				

3-4 見込量確保のための方策

1) 居住支援の分離

障害者入所施設から日中活動系サービスと居住系サービスを分離します。障害者入所施設は、住まいとして、また、日中活動の場として、より魅力的なものにしていくことが求められ、サービスの向上が期待できます。

入所施設については、平成23年度の入所者数の見込みを、ケアホーム等での対応が困難な方、施設入所を希望される方など新規に入所する方がいることもふまえた数値で設定しており、施設の社会的役割を強化するためにも、様々なサービス提供事業者との連携の下で、地域生活を支える基盤としてさらに発展していけるよう、国庫補助による施設整備を推進します。また、施設の充実については情報提供やアドバイスに努めていきます。

2) 地域移行のための支援

施設や病院からの地域生活への移行を進めるために、試行的にグループホーム等を体験する取り組みの検討や、各法人のネットワークによる空き情報の共有化などを進めていきます。

事業名	事業内容	主な関係機関
グループホーム等の体験	退所・退院後には自立訓練事業の生活訓練が給付の対象とされていますが、自立訓練事業の実績は少ない状況です。このような地域に移行した後での取り組みだけでなく、入所・入院中の方や、地域での生活に不安をもたれている方に対して、試行的にグループホーム等を体験できる取り組みの必要性を検討していきます。	障害者支援室、福祉事務所

地域移行支援センター	グループホームの立ち上げや日中活動の場の調整を行うため、地域移行を推進する拠点として地域移行支援センターの取り組みを推進します。	障害者支援室、福祉事務所
空き情報の共有化	居住系サービスを担う各法人の空き情報を共有していくため、事業所連絡会の下、グループホーム・ケアホーム部会を設置し、居住系サービスのネットワークの構築を図ります。	障害者支援室、福祉事務所
居住サポート事業	市町村相談支援機能強化事業を実施する委託相談支援事業所において、一般賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整や家主などとの相談、助言を行い、地域生活を支援していきます。	障害者支援室、福祉事務所

3) ケアホーム・グループホームの充実

国による新たな支援策も含め、市としてもグループホーム等への立ち上げ支援や、ケアホームの重度障害者への生活支援員の確保・充実を図ります。

事業名	事業内容	主な関係機関
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障害者支援室、福祉事務所
ケアホーム（共同生活介護）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害者支援室、福祉事務所

4) 身体障害者の地域生活支援の充実

身体障害者の地域生活への移行のためには、身体障害者のケアホームやグループホームが法内サービスに位置づけられる必要があります。現在市内に身体障害者のケアホームが1箇所ありますが、今後の施設整備について検討するとともに、制度化を国や大阪府に求めています。

また、在宅での生活を支援する訪問系サービスなどの整備がまだ十分に整っていない中で、ひとつの選択肢として、旧法療護施設を利用する方は多いものの、市内に施設がないため、すべて市外での利用となっています。今後は医療的ケアや自立訓練、機能訓練などの機能を備えた、地域生活を支える拠点の1つとして、市内に国庫補助による施設整備を推進します。また、整備にあたっては機能や内容について、身体障害者の利用意向を踏まえるとともに関係機関・団体との調整も進めていきます。

4 一般就労への移行支援の強化

4-1 現状と課題

● 就労意欲の高まり、一般就労につなげる取り組みが進展

障害者ニーズ調査の結果をみると、一般の就労をしたいと回答した人は、平成18年では4割弱程度でしたが平成20年には4割強に増えています。このように障害者の一般就労への意欲は着実に高まっていることがうかがえます。

市の施策としては東大阪市自立支援協議会の就労支援プロジェクトの実施など、就労支援の強化に向けた新たな取り組みがはじまっており、実績としても就労移行支援事業が見込量を上回っているなど、一般就労につなげる取り組みは少しずつ成果をあげています。

● 福祉施設から一般就労への移行は今後、実績として現れてくる見込み

福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数をみると、平成19年度は平成17年度の約2.6倍で34人となっています。第1期計画の平成23年度の目標値はまだ達成できていませんが、本市では就労移行支援事業が順調に実績を重ねています。

平成19年度には、就労支援モデル事業として、市が市内の企業を訪問して障害者雇用の拡大を図る取り組みを実施しました。このような事業を通して、障害があっても働けるといことがまだまだ企業側に理解されていないことや施設で過ごす障害者を一般就労に結びつけるためのより具体的・実践的な訓練の必要性、障害者と企業のよりよいマッチングを行うための情報を共有化するためのシステムの必要性などが本市の課題としてあがっています。

● 日中活動の場での工賃を増やす取り組みも必要

日中活動の場は、障害者自立支援法のもとの新体系サービスへの移行などをへて、平成20年10月現在、小規模通所授産施設が9箇所、小規模（福祉）作業所が19箇所、就労移行支援事業所が5箇所、就労継続支援事業所（B型）が7箇所となっています。平成19年度現在で就労移行支援事業は見込量を達成しています。授産施設や小規模通所授産施設、小規模（福祉）作業所の就労継続支援等への移行は少しずつ進んでいる状況にあります。

障害者の日中活動の場として、また社会参加や生きがいくりの場として授産施設や小規模通所授産施設、小規模（福祉）作業所が担ってきた大きな役割を維持することはもちろん重要ですが、障害者ニーズ調査の結果によると旧体系の通所施設において工賃水準を引き上げることも重要な課題となっています。

そのようななか、東大阪市障害者就業・生活支援センター「わっトライ！」を中心に市内の授産施設、作業所等による就労支援ネットワーク連絡会を毎月開催し、各施設の状況や就労にかかる情報を共有化するなど積極的な取り組みを行っています。また、精神障害者を対象とする就労継続支援の事業所や小規模通所授産施設、委託相談支援事業所等においては、就労支援ネットワークである「ジョブねっと」を開催し、それぞれの取り組みの

強化を図ろうとしています。

また、市内の生産活動を実施している作業所・施設で結成している東大阪障害者作業所共同受注連絡会では、「随意契約が可能とされている物品の購入以外にも地方公共団体が障害者支援施設等と役務提供にかかる随意契約を行うことが可能」(平成20年3月1日施行)となったことを受けて市庁舎の1階にて「障害者作業所(物品・役務)展示会」を開催するなど積極的な工賃引き上げの取り組みを展開しています。

さらに、数箇所の施設等においては大阪府の工賃倍増プロジェクトに積極的に参加し、府下の事業所とも情報交換を図るなか工賃引き上げへの意識が定着しつつあります。

● 一般就労への移行や定着に関する取り組みへの理解が必要

近年、関係機関が各種の障害者の就労支援策を打ち出しているものの、その実態は障害者には認知しにくく、また関係機関・当事者のネットワークが東大阪市自立支援協議会などで始まったばかりということもあり、なかなか浸透していないのが実情です。

中小企業による障害者雇用は低下傾向にあるとの国の報告があります。また、市内にある布施公共職業安定所の管内において、障害者の雇用義務のある56人以上の企業における法定雇用率達成率は52%程度です。これは、現行の納付金制度^④の適用が301人以上であることも影響していると思われますが、経営環境の悪化も手伝っていると思われます。将来的には、納付金制度の企業規模の引き下げも予定されていますが、地道な啓発によって障害者雇用に対する理解をひろげていくことが大切です。

そのような状況のなか、本市の経済部を中心とした「はたらく・くらすフォーラム」は平成20年度で3回目を迎えました。この催しは、布施公共職業安定所、商工会議所、布施障害者雇用促進協会、福祉施設等が連携するなか実行委員会形式によって運営されており、講演会では地域に住む人々や企業に障害者雇用の理解を啓発しながら、合同就職面接会を実施し、具体的に企業と障害者とのマッチングも行われています。

● 就職後の定着支援の必要性

一般就労にあたり、職場に定着するには企業側の理解と障害者に対する支援が必要となります。東大阪市障害者就業・生活支援センター「わっトライ！」をはじめとして、ジョブライフサポーター、就労移行支援事業の職業指導員、委託相談支援事業所等によって生活の相談や定着支援に取り組んでいます。ただし、定着支援は長期間、きめの細かい関わりが必要であり、これらを担うマンパワーの不足は否めません。

一方、支援学校を卒業し、一般就労した後離職した場合、支援の行き届かない現状があります。そのようななかで、府立たまがわ高等支援学校は平成21年の春に初めて卒業生を輩出するため、その支援のあり方をめぐり、東大阪市自立支援協議会の就労支援プロジェクトの中で議論を行なっています。

^④ 障害者を雇用する際、雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより経済的負担をおぎなう制度

4-2 方針

障害者の就労支援を充実するとともに、福祉施設から一般就労への移行等を推進します。また、改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法の施行を踏まえて、障害福祉サービスの就労移行支援事業や就労継続支援事業と、公共職業安定所や市などの雇用施策との連携を強化し、福祉、労働、教育等の関係機関が地域で障害者就労支援のネットワークを構築します。精神障害者については就労支援のネットワーク（ジョブねっと）と障害福祉サービスの連携も重視します。

就職後の対策としては、職場適応を推進し、東大阪市障害者就業・生活支援センター「わっトライ！」や委託相談支援事業所等によって生活面・就労面を総合的かつ重層的に支える支援を継続します。

4-3 見込量（再掲）

表 日中活動系サービスの就労支援関連の見込量（再掲）

サービス種別	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	実利用者数（人分）	96	112	123
	月平均利用日数（日分）	1,697	1,989	2,227
就労継続支援 A型	実利用者数（人分）	21	22	23
	月平均利用日数（日分）	483	506	529
就労継続支援 B型	実利用者数（人分）	248	295	366
	月平均利用日数（日分）	5,112	6,102	7,623

4-4 見込量確保のための方策

1) 一般就労への移行の促進

一般就労への移行について、東大阪市障害者就業・生活支援センター「わっトライ！」を通じた支援を充実するとともに、就労移行支援事業所や就労継続支援A型の事業所の整備を促します。

事業名	事業内容	主な関係機関
就労移行支援 再掲	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。比較的サービス提供事業者を確保できてはいますが、有期限の事業であり、利用者が就労に結びつかない場合の受け皿、及び結びついた場合の定着支援など、就労支援策と一体となった支援を検討します。	障害者支援室、福祉事務所
就労継続支援 A型 再掲	支援学校卒業者や離職した方などが対象です。雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。定員の2割までの範囲で定員とは別に障害者以外の方を雇用することもできます。現状ではほとんど実績がありませんが、制度の見直しなども含め、今後も基盤整備を推進します。	障害者支援室、福祉事務所
就労支援システム 「ジョブバンク」 の確立	雇用情報や求職情報の共有化、企業とのマッチング、および就労後の定着支援などに向けた関係機関のネットワークの強化に努めます。	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター、労働雇用政策室
職業指導員の育成 と確保	就労移行支援事業所や就労継続支援B型の事業所等の職業指導員に対して、雇用につなげるノウハウを習得する研修などを行います。	障害者支援室、労働雇用政策室

2) 日中活動の場の運営の安定

雇用契約に基づかない就労形態である、就労継続支援B型の事業所や小規模通所授産施設、小規模（福祉）作業所などの工賃水準を上昇させる取り組みが必要で、国や大阪府の工賃倍増5か年計画で定められた経営指導や経営改善の支援策と連携して、障害者の自立に向けた生産活動の活性化や受注の拡大を支援します。日中活動の場の運営の安定に向け、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、小規模通所授産施設、小規模（福祉）作業所などの日中活動の場を提供する事業者が工賃引き上げに向けて取り組む就労支援ネットワーク連絡会や「ジョブねっと」などの動きを継続して支援します。

事業名	事業内容	主な関係機関
就労継続支援 B型 再掲	年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。工賃の目標額を事業所ごとに定め、その引き上げを図ることとしています。制度上、報酬の加算などが見込まれることから、今後、基盤の整備が進むことを期待しています。	障害者支援室、福祉事務所
東大阪障害者作業所共同受注連絡会	就労移行支援や就労継続支援の事業所、小規模通所授産施設、小規模（福祉）作業所などが協働で工賃引き上げに向けて取り組んでいます。	障害者支援室
「工賃倍増5か年計画」との連携	国や大阪府の「工賃倍増5か年計画」で定められた経営指導や経営改善の支援策と連携して、障害者の自立に向けた生産活動の活性化や受注の拡大を支援します。	障害者支援室
情報交換の場「地域カフェ」への参加促進	授産施設等の技術力の向上や経営に関する知識・ノウハウの習熟等をはじめとする様々な情報交換の場として「地域カフェ」への参加を促進します。	障害者支援室

3) 一般就労への移行と定着を図る雇用施策と障害福祉サービスとの連携強化

改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法の主旨を踏まえて、障害福祉サービスの就労移行支援事業や就労継続支援事業と、公共職業安定所や市などの雇用施策との連携を強化し、地域で福祉、労働、教育等の関係機関が障害者就労支援のネットワークを構築します。

障害福祉サービスの就労移行支援事業等と雇用施策の連携を強化し、就職までの訓練、日中活動の場への通所、就職、職場定着、離職時などの対応などを円滑に支援します。

事業名	事業内容	主な関係機関
地域障害者就労支援事業との連携	公共職業安定所が中心となって、関係機関からなる個別の支援チームを作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。公共職業安定所と市役所の連携を強化します。	布施公共職業安定所、障害者支援室、保健所健康づくり課、労働雇用政策室等
東大阪市障害者就業・生活支援センター事業との連携	東大阪市障害者就業・生活支援センター「わっトライ！」では就業と生活の両面にわたる一体的な相談・助言を行っています。また、事業主に対する雇用管理や職場環境等に関する助言とともに、障害者には作業遂行上の支援なども行っています。市内の就労移行支援や就労継続支援の事業所、授産施設、作業所等による就労支援ネットワーク連絡会によって就労にかかる情報の共有化等を図ります。	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター、労働雇用政策室等

「ジョブねっと」 との連携	精神障害者の「働きたい」思いを実現するための就労支援ネットワークです。本市の保健所保健センター、医療機関、小規模通所授産施設、地域生活支援センター、事業所などが定期的な集まりを持ち、学習会や情報交換にとどまらず、ジョブガイダンス（就労準備講座）の実施など具体的な取り組みを行っています。	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター等
東大阪市自立支援協議会の就労支援部会	東大阪市自立支援協議会の重点課題として、就労支援部会の設置を目指しています。障害者雇用の周知や企業の掘り起こし、離職時の支援など、時事問題について具体的に関係機関が協議し、解決策を検討できるように支援していきます。	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター、労働雇用政策室、指定相談支援事業者等

4) 就職後の定着支援

就職した後、職場に定着するには生活面と就業面での支援が重要になります。東大阪市障害者就業・生活支援センター「わっトライ！」をはじめとして、ジョブライフサポーターや職業指導員による職場適応を推進し、委託相談支援事業所等による生活の相談や定着支援を継続していきます。また、離職した場合も再チャレンジが可能なように、府立たまがわ高等支援学校と東大阪市自立支援協議会の就労支援プロジェクトの連携をはじめ、今後の対策を検討していきます。

5 利用者本位の相談支援・サービス提供体制の強化

5-1 現状と課題

● 相談支援体制の強化

本市では障害者自立支援法施行以前から身体・知的・精神の障害種別ごとに地域に根ざしたきめ細かな相談支援体制づくりを進めてきました。障害福祉サービス等の相談、生活に関する各種相談は、福祉事務所や保健所保健センターのほかに、委託相談支援事業所においても相談を行っています。

東大阪市自立支援協議会では相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを目指し、医療・学校・企業・当事者等、地域の関係機関が集まり、ネットワークの構築を図っています。この東大阪市自立支援協議会は年に2回、春と秋に行っています。春に行う協議会では主に相談支援事業について、秋の協議会では重点課題の進捗状況の検証・施策提言を中心に行います。東大阪市自立支援協議会の運営委員会は各機関の実務担当者が集まって年4回開催しています。運営委員会の補完的役割として、委託相談支援事業所・福祉事務所・保健所健康づくり課・保健所保健センター等の実務担当者が集まってケア連絡会を開催し、地域の課題の共有、具体的な困難事例への対応や、地域の関係機関の支援ネットワークの検討、地域社会資源の有効活用に努めています。

また、これまで具体的・効果的な対応ができていなかった発達障害児（者）や高次脳機能障害者に対する相談支援のあり方が必要とされています。本市では発達障害児（者）の早期発見・早期支援のあり方を検討するために、実態調査など、モデル事業に取り組んでいます。

● サービス利用計画作成

障害者自立支援法において、ケアマネジメントの理念が取り入れられ、サービス利用計画作成費として制度化されています。しかし、サービス利用計画を作成しなくとも障害福祉サービス等を利用できることや、報酬単価が低く、指定相談支援事業者が相談支援の業務全体を担う中で取り組みにくい状況にあるなどの理由であまり活用されていないのが現状です。

● 新たなサービス体系や法の見直しへの対応が必要

障害者自立支援法の施行により地域での自立を支援する事業が確立されつつあるものの、それまでと施設やサービスの内容が変わったり、国が制度の是正を図ったりしたために、障害福祉サービス等の利用にとまどう方も多く、障害者ニーズ調査の結果では2割弱の方がサービスを「わかりにくくなった」、また1割強が「利用しにくくなった」と回答しています。国は平成18年12月に特別対策を決定し、利用者負担の引下げや事業者に対する激変緩和措置等を実施したり、平成20年7月にも利用者負担の見直しがはじまるなど、制度

自体の変更が続いています。さらに、平成21年4月には障害者自立支援法の見直しなども予定されています。市民の方々にわかりやすく、使いやすいサービスとなるように、サービスの提供体制や相談支援体制の強化がさらに必要になると考えられます。

● 質の確保のためのフォローが必要

サービス提供は、面的な広がりを見せているものの、サービス提供事業所では人材確保や質の保持に苦慮している状況があり、これらをどのように支援していくかも重要な課題となっています。

● 退所、退院に係る相談支援を検討

障害者自立支援法の下で、福祉施設から地域生活への移行や、入院中の精神障害者の地域生活への移行が進められています。長期間入所・入院された方をはじめ、退所、退院後の生活に不安を抱く場合は少なくないと考えられます。このように地域生活への移行が重点的に行われている中では、退院後の生活をどのように展開していくかが重要で、退院や退所時のこれまでの相談支援に加え、地域に移行された後の精神的なフォローや生活支援に結びつけるような相談など、本市の特性にあった体制のあり方などを検討することが必要となっています。

5-2 方針

地域において自立し充実した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。とりわけ精神障害者は相談相手の存在を重視する方が多く、相談業務や窓口体制の充実が必要です。本市では福祉事務所、保健所保健センター、委託相談支援事業所をはじめとして相談支援体制の強化を目指していきます。相談支援事業を効果的に実施するため、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関係者からなる東大阪市自立支援協議会において、今後も総合的な協働支援体制の構築を図っていきます。

また、高次脳機能障害、重度心身障害、精神障害や発達障害のある方などはとりわけ医療とのかかわりも多く、療育センター診療所や市立総合病院との連携強化に努めます。

さらに、外国籍住民に対する多言語での情報提供、相談支援体制の整備に努めます。

サービス利用計画の作成の利用促進に向けては、必要な方がサービス利用計画の作成を依頼しやすいように、サービス利用計画の作成を実施する指定相談支援事業者の確保やサービス内容の情報提供に努めます。

施設や病院から地域に移行した方が今後さらに増えていく中で、地域の中で安心して自立した生活を送れるように、生活支援や相談支援などが連携する取り組みを検討していきます。

サービスを公平で適切に提供するためにサービスの質や事業所・人材の質と量の確保にも努めます。

5-3 見込量

サービス利用計画作成の見込量は平成20年3月の実績値を軸に第1期計画と同様の数値で設定しています。

表 サービス利用計画作成の見込量

障害種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	月平均利用者数 (人分)	68	71	75
知的障害者		68	71	75
精神障害者		50	50	50
合計		186	192	125

表 相談支援事業の見込量

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	実施見込箇所数 (箇所)	8	8	8
地域自立支援協議会		1	1	1
障害児療育支援事業 指定都市、中核市のみ		3	3	3
市町村相談支援 機能強化事業		8	8	8
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		8	8	8
成年後見制度 利用支援事業		1	1	1

5-4 見込量確保のための方策

1) 相談支援事業の強化

障害の種別にかかわらず本市の実情に応じた相談支援体制を構築します。

事業名	事業内容	主な関係機関
相談支援事業	<p>市は、福祉に関して障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。また、発達障害児（者）や高次脳機能障害者に対する相談支援のあり方についても検討していきます。</p> <p>相談支援事業を円滑に実施するために東大阪市自立支援協議会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ●社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ●社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利の擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介 ●東大阪市自立支援協議会の運営 ●相談支援機能強化事業 ●障害児（者）地域療育等支援事業 <p style="text-align: right;">等</p>	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター等
東大阪市自立支援協議会の運営等	<p>東大阪市自立支援協議会では、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、相談支援事業のあり方を継続的に協議します。重点課題の進捗状況の検証・施策提言も行います。</p> <p>東大阪市自立支援協議会の運営委員会の補完的役割として、委託相談支援事業所・福祉事務所・保健所健康づくり課・保健所保健センター等の実務担当者が集まってケア連絡会を開催し、地域の課題の共有、具体的な困難事例への対応や、地域の関係機関の支援ネットワークの形成のあり方の検討、地域社会資源の有効活用に努めていきます。</p>	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター等
精神障害者に係る相談支援体制の強化	<p>障害者の一般的な相談支援は障害種別をこえて横断的に一元化されていますが、精神障害者にかかる相談支援体制については、その障害の特性から医療、福祉などの関係機関や都道府県による専門的支援との連携を強化します。</p>	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、保健所健康づくり課、保健所保健センター等

2) サービス利用計画作成の支援

施設から地域への移行を目指す人や自らサービス利用に関する調整を行うことが困難な人が、様々な障害福祉サービスを利用し、地域で自立した生活を営むためには、サービス利用の計画や調整が重要となります。報酬単価の低さなど委託相談支援事業所がサービス利用計画作成に取り組みにくい制度上の問題などもありますが、市としては必要な方がサービス利用計画の作成を依頼しやすいように、利用の促進に努めます。

3) 地域に移行した方への相談支援の充実

施設や病院から地域に生活の場を移す方が増えていくことを想定しており、このような方が急激な生活環境の変化などで不安定な状況に陥らないように、市はもとより、指定相談支援事業者や地域活動支援センターI型の事業者、地域移行支援センター、関連機関などが連携して、障害者の状況を把握し適切な支援につなげていけるような仕組みを検討していきます。

4) 人材と質の確保

障害者を支えるサービス提供事業所ではこれまで以上に支援を担う専門的な人材を確保する必要があります。

事業名	事業内容	主な関係機関
ホームヘルパー・ガイドヘルパーの養成研修	ホームヘルパーへのスキルアップ研修や移動支援を行うガイドヘルパーの全身性・視覚・知的・精神に対する養成研修を継続できるよう、努めます。	障害者支援室、保健所健康づくり課

5) 法の見直しや障害福祉サービス等のサービス内容の情報提供

障害者自立支援法施行後、これまでに特別対策や緊急措置などが国から打ち出されていますが、今後、障害福祉サービス等の内容、利用者負担、事業者の経営、対象とする障害者、障害程度区分認定、障害児のサービス体系などについて、法の見直しも想定されていることから、国や大阪府が示す情報をいち早く入手し、情報提供に努めます。

6) 人権に配慮したきめ細かな対応

障害者の人権に配慮し、権利を擁護するため、障害者等の日常生活の支援や児童虐待の防止・解消に向けた取り組みを実施します。また、苦情処理の仕組みづくりを検討します。

事業名	事業内容	主な関係機関
成年後見制度等による権利擁護	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。また、日常生活自立支援事業の拡充にも努めます。	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター等
児童虐待への対応	本市では児童虐待への対応として子どもに関わる全ての機関による要保護児童対策地域協議会を設置しています。関係機関の連携のもとで、情報を共有し、具体的支援を行うほか、児童虐待防止に関する啓発活動や事例研究を行い、児童虐待の未然防止に努めます。	子育て支援課、保健所健康づくり課
ピアカウンセリング	ピアカウンセリング（ピア＝仲間）とは同じ障害や、悩みのあるカウンセラーが自分の体験をもとに日常生活上の問題や、生活能力の取得に関する個別的援助・支援を行うものです。指定相談支援事業の中に含まれています。	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、福祉事務所等

6 地域生活支援事業の充実

6—1 現状と課題

地域で支えるサービスとして位置づけられている地域生活支援事業は、必須事業に①相談支援事業、②コミュニケーション支援事業、③移動支援事業、④日常生活用具給付等事業、⑤地域活動支援センター事業があり、その他事業に日中一時支援事業、生活サポート事業、訪問入浴サービスなどがあります。

障害者ニーズ調査の結果で希望の高い移動支援（ガイドヘルプサービス）については、これまでのマンツーマンの個別支援型以外に新たにグループ支援型が導入されました。対象者の範囲が広がり、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（1・2級の者）や全身性障害者及び同等のサービスが必要であると認められる方、知的障害者、障害児のほか、新たに一人での外出が困難な精神障害者も含まれました。また、利用内容の範囲も広がり、余暇活動等社会参加のための外出で、家から宿泊先までの往復の送迎も認められました。さらに、本市では、重度の内部障害者についても移動支援事業が利用できるようになりました。見込量の確保という点では、サービス提供事業所数や利用時間の確保に課題があり、特に精神障害者に対する利用時間の確保が重要な課題となっています。

コミュニケーション支援事業において、市では手話通訳者に対するレベルアップ講座を開催し、登録手話通訳者の拡充を図っています。一方、要約筆記サービスにおいては制度の利用者が思うように伸びず利用促進が求められています。

実績値が見込量を上回っている地域活動支援センターでは日中活動系の他のサービスより利用者の満足度が高い状況となっています。

地域活動支援センターⅠ型は、仕事場での人間関係に疲れていたり、引きこもりがちな精神障害者が集える場として、障害特性に応じた役割を果たしています。しかし、現在、市内に2箇所しかなく通うのに不便な地域の方もいます。

地域活動支援センターⅡ型は、本市では入浴ができ、くつろげる日中活動の場として制度を設計し実施しています。現在2箇所ありますが、身体障害者が入浴できる施設は数が少なく、2箇所の介護保険制度の通所介護（デイサービス）事業所を基準該当事業所として指定し補完しているところです。

地域活動支援センターⅢ型は、小規模（福祉）作業所から移行したところがほとんどで、平成20年10月現在で20箇所となっています。本市のⅢ型は、全国的にも珍しい利用者の通所日数による日払い方式として実施しており、小規模ならではの特徴を生かしながら、新しい仕組みの日中活動の場として創作的活動や生産活動が行われています。

また、（身体）障害者福祉センターB型事業を行っている高井田障害者センターでは社会参加促進事業として市民向けのスポーツ教室、文化教室を行なっています。

日中一時支援事業ではかねてから要望の強かった日中短期入所（日中ショート）事業が継続し、新たに障害児タイムケア事業が始まりました。市内在住の小中高生等を対象に、放課後保障、休日保障、夏休みなどの長期休暇時の保障、緊急一時預かりも含む事業に取り組

んでいますが、事業所の所在する地域が集中していることもあって、サービス提供場所までの移動手段などの問題などで、使いたくても使いにくいという状況がみとめられます。

また、日常生活用具給付等事業については、本市では独自にパルスオキシメータなどを対象としています。

6-2 方針

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性及びサービス利用意向などに応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市の実態や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で市が効率的・効果的に実施するものです。地域生活支援事業の必須事業である①相談支援事業、②コミュニケーション支援事業、③移動支援事業、④日常生活用具給付等事業、⑤地域活動支援センター事業とともに、地域で支える支援としてその他事業の検討・拡充に努めます。

とりわけ聴覚障害者は、コミュニケーションが取りにくいことからストレスや不安を伴い、家への引きこもりなどにつながる場合も多く、コミュニケーション支援の拡充に努めます。

また、内部障害児（者）に対する社会参加についても支援の拡充を検討します。

6-3 見込量

表 相談支援事業の見込量（再掲）

（単位：実施見込箇所数）

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	(箇所)	8	8	8
地域自立支援協議会		1	1	1
障害児療育支援事業 指定都市、中核市のみ		3	3	3
市町村相談支援 機能強化事業		8	8	8
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		8	8	8
成年後見制度 利用支援事業		1	1	1

コミュニケーション支援事業の見込量は平成 20 年度の実績値を軸に伸びを勘案して推計しています。

表 コミュニケーション支援事業の見込量

（単位：実利用者数）

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳	(人分)	122	128	134
要約筆記		4	5	6

日常生活用具給付等事業の見込量は平成 20 年度の実績値を軸に、伸びを勘案して算出しています。

表 日常生活用具給付等事業の見込量

(単位：給付等見込件数)

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	(件)	42	55	72
自立生活支援用具		142	149	156
在宅療養等支援用具		96	101	106
情報・意思疎通支援用具		160	168	176
排泄管理支援用具		10,200	11,040	12,000
住宅改修費		23	30	39

移動支援事業については平成 20 年 3 月の実績値を軸に 46 頁の「5 見込量算出の基本的な考え方」をもとに算出しています。平成 23 年度まで実利用者数と月平均利用時間の増加を見込んでいます。なお、第 1 期計画では利用者数を延べ人日分、利用時間を年単位の総時間で表記していましたが、今回は目標値をより明確にするために実利用者数と月平均利用時間で表しています。

表 移動支援事業の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者	(人分)	361	372	382
	(時間分)	9,876	10,152	10,443
知的障害者	(人分)	508	523	540
	(時間分)	10,547	10,874	11,212
精神障害者	(人分)	36	37	39
	(時間分)	299	313	329
障害児	(人分)	208	217	226
	(時間分)	3,146	3,278	3,419
合計	(人分)	1,113	1,149	1,187
	(時間分)	23,868	24,617	25,403

地域活動支援センター事業について平成 20 年度の実績値を軸に、利用者数の増加を見込んでいます。

表 地域活動支援センター事業の見込量

サービスの内容等		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業		(箇所)	27	29	29
		(人分)	260	278	278
機能強化 事業	I 型	(箇所)	2	2	2
	II 型		2	2	2
	III 型		23	25	25

表 日中一時支援事業の見込量

(単位：上段・年間延べ利用者数、下段・年間延べ日数)

サービス種別		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援 事業	全体	(人分)	1,702	2,042	2,451
		(人日分)	6,078	7,294	8,753
	うち日中短期入 所(日中ショー ト)事業	(人分)	1,210	1,452	1,742
		(人日分)	4,110	4,932	5,918

6-4 見込量確保のための方策

地域生活支援事業は市が実施するものです。社会福祉法人等への委託や社会福祉法人等が行う事業への補助金支給などの形態で実施しています。受給者が適切に利用できるように市の独自施策として地域生活支援事業の充実に努めます。

事業名	事業内容	主な関係機関
相談支援事業 再掲	障害児(者)の地域での生活を支援するため、情報提供や関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談を実施します。	指定相談支援事業者、障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター等
コミュニケーション支援事業	手話通訳や要約筆記の派遣などコミュニケーションの支援を行います。手話通訳者に対するレベルアップ講座を開催し、登録手話通訳者の拡充を図ります。	障害者支援室、福祉事務所

日常生活用具給付等事業	障害児（者）の日常生活上の便宜を図るため、用具の給付等を行います。独自に増やしている品目を継続するとともに、年々開発が進む福祉用具など、市の実態に即して必要な品目について導入を検討します。同様な性能を有するが安価な品目など利用者の立場に立って用具の精査を行うとともに、使用方法などの情報提供に努めます。	障害者支援室、福祉事務所	
移動支援事業	ガイドヘルプサービスにより余暇活動などの社会参加が円滑に行えるよう支援します。これまでにサービスの適用範囲が広がるなど要件の変更もあり、今後さらに利用ニーズは増えると考えられます。事業所数や利用時間の確保に向けて、要件の変更などの情報提供を行い、サービス提供基盤の整備を促します。本市においては、移動支援従業者養成研修に対する補助を平成20年度より実施しており、引き続きヘルパー確保の支援策として取り組んでいきます。	障害者支援室、福祉事務所	
地域活動支援センター再掲	精神障害者などの日中活動の場やかつてのデイサービスのような形態、また小規模（福祉）作業所が移行したものなどを含め整備を促します。	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター	
訪問入浴サービス	身体障害者に自宅での入浴サービスを提供します。	障害者支援室、福祉事務所	
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行い、社会復帰を促進します。	障害者支援室、福祉事務所	
日中一時支援事業	日中短期入所（日中ショート）事業	新規参入の促進やサービスの利用しやすさについて検討します。	障害者支援室、福祉事務所
	再掲		
	障害児タイムケア事業	障害のある小中高生等の放課後保障及び休日や夏休み等長期休暇の際の活動の場です。サービスの利用しやすさについて検討します。	障害者支援室、福祉事務所
再掲			
生活サポート事業	障害程度区分認定の非該当の方で、見守りや家事援助が必要な方を支援します。	障害者支援室、福祉事務所	
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等での社会参加を促進します。	障害者支援室、福祉事務所	